

浄水器の品質表示法対象物質である「1,1,1-トリクロロエタン」が製造規制対象となりました。製造が規制されることになり、家庭用浄水器の除去対象物質から削除されることになりました。

⇒ JIS除去対象物質見直し

JIS S3201 除去対象物質（現在）

- ・遊離残留塩素
- ・濁り
- ・総トリハロメタン
- ・クロロホルム
- ・ブロモジクロロメタン
- ・ジブロクロロメタン
- ・ブロモホルム
- ・溶解性鉛
- ・CAT(農薬)
- ・2-MIB(カビ臭)
- ・テトラクロロエチレン
- ・トリクロロエチレン
- ・**1,1,1-トリクロロエタン** **削除**

※ 13物質除去

⇒変更

JIS S3201 除去対象物質（2020年10月改正公示）⇒猶予期間2021年9月末

- ・遊離残留塩素
- ・濁り
- ・総トリハロメタン
- ・クロロホルム
- ・ブロモジクロロメタン
- ・ジブロクロロメタン
- ・ブロモホルム
- ・溶解性鉛
- ・CAT(農薬)
- ・2-MIB(カビ臭)
- ・テトラクロロエチレン
- ・トリクロロエチレン
- ・シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン **追加**
- ・ベンゼン **追加**
- ・陰イオン界面活性剤 **追加**
- ・フェノール類 **追加**
- ・ジオスミン **追加**

※ 17物質除去